

Radiata Increase



FP2級
実技
資産設計提案業務
過去問解説
2023年1月

《本教材について》

・本PDFは閲覧・ダウンロードは可能ですが、掲載してある内容を無断複写・無断転載は禁止します。

・解説動画は、ラジアータインクリース[過去問解説]ページからYouTube動画をご覧ください。

《最短最速合格ガイドについて》

・[最短最速合格ガイド]の詳細についてはラジアータインクリース[FP試験教材]ページからご覧ください。



☆☆☆解答に当たっての注意事項☆☆☆

- ・ 問題数は40問、解答はすべて記述式です。
- ・ 択一問題の場合、選択肢の中から正解と思われるものを1つ選んでください。
- ・ 語群選択問題の場合、語群の中からそれぞれの空欄にあてはまるとされる語句・数値を選び、語群に記されたとおりに解答用紙の所定の欄に記入してください。また、語群の語句・数値にそれぞれ番号が付してある場合は、その番号のみを記入してください。
- ・ 語群のない問題の場合、指示に従い解答用紙の所定の欄に直接正解と思われる語句・数値・記号を記入してください。
- ・ 試験問題については、特に指示のない限り、2022年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。
- ・ 解答は楷書、算用数字（1、2、3…）ではっきりと正しく記入してください（誤字・脱字・略字は不可）。
- ・ 計算問題については、計算結果を解答として所定の欄に記入してください。その際、解答用紙に記載されている単位を使用し、漢字や小数点、上付き数字を使用しないでください。正しく記入されなかった場合、採点されませんのでご注意ください。なお、カンマのあり・なしについては採点には影響しません。

〔例1〕解答用紙に記載の単位「万円」の場合

可の例：105万円／不可の例：1,050,000円

〔例2〕解答用紙に記載の単位「円」の場合

可の例：1,005,000円／不可の例：100万5,000円、100.5万円、100.⁵万円

【第 1 問】下記の(問 1)、(問 2)について解答しなさい。

問 1

ファイナンシャル・プランナー(以下「FP」という)は、ファイナンシャル・プランニング業務を行ううえで関連業法等を順守することが重要である。FP の行為に関する次の(ア)~(エ)の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。

(ア)生命保険募集人・保険仲立人の登録を受けていない FP が、顧客が持参したパンフレットの変額個人年金保険について商品説明を行った。

(イ)弁護士資格を有していない FP(遺言者や公証人と利害関係はない成年者)が、顧客から依頼されて公正証書遺言の証人となり、顧客から適正な報酬を受け取った。

(ウ)税理士資格を有していない FP が、参加費有料の相続対策セミナーを開催し、仮定の事例に基づく一般的な相続税対策について解説した。

(エ)投資助言・代理業の登録を受けていない FP が、顧客の相談を有償で受け、顧客自身が持参した投資信託の運用報告書の内容を確認し、この投資信託の価値等の分析に基づいて、解約するよう助言した。

【答え】

1. 適切

生命保険募集人登録を受けていないFPでは、生命保険の募集行為を行うことはできませんが、一般的な**生命保険商品の特征・商品性の説明は有償であっても可能**です。

2. 適切

弁護士資格を持たないFPは、法律問題のような具体的な法律判断や法律事務を行ってはいけません。

ただし、遺言書の作成指導や**公正証書遺言の証人になることは可能**です。

3. 適切

税理士資格を持たないFPは、「税務相談」「税務書類の作成」「税務代理」を行ってはいけません。

また、有償・無償にかかわらず税務相談等を行うことができません。

ただし、**有償であっても、仮の事例や一般的な税法の解説は行うことができます**。

4. 不適切

金融商品取引業者として登録を受けていないFPは、**投資助言・代理業・投資運用業**を行ってはいけません。

ただし、投資判断の前提となる基礎資料となる景気動向や企業業績などを知らせるだけでは投資判断の助言とはなりません。

[本問の場合]

顧客から有償で、解約するよう助言するなど、具体的な投資助言を行ってはいけません。

問 2

「金融サービスの提供に関する法律(以下「金融サービス提供法」という)」に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1.金融サービス提供法は、金融商品販売業者等が金融商品の販売またはその代理もしくは媒介に際し、顧客に対し説明すべき事項等を定めること等により、顧客の保護を図る法律である。
- 2.金融サービス提供法は、「金融商品の販売等に関する法律(金融商品販売法)」が改称された法律である。
- 3.投資信託等の売買の仲介を行う IFA(Independent Financial Advisor=独立系ファイナンシャル・アドバイザー)は、金融サービス提供法が適用される。
- 4.投資は投資者自身の判断と責任において行うべきであり、金融サービス提供法では、金融商品販売業者等が重要事項の説明義務を怠ったことで顧客に損害が生じたとしても、金融商品販売業者等は 損害賠償責任を負うわけではない。

【答え】

1. 適切

本問の通り

金融サービス提供法は、金融商品を販売する業者に対して、重要事項の説明義務や断定的判断の提供等の禁止を義務付けており、販売業者が義務を違反した場合、損害を被った顧客は販売業者に対して損害賠償請求をすることができます。

2. 適切

本問の通り

法改正され2021年11月から施行された金融サービス提供法では、1つの登録で銀行・証券・保険すべての分野のサービスが仲介可能となりました。特定の金融機関に所属し、その指導および監督を受ける必要はなくなりました。

3. 適切

本問の通り

金融サービス提供法では、1つの登録で銀行・証券・保険すべての分野のサービスが仲介可能です。

IFAは、金融サービス提供法の適用対象です。

4. 不適切

金融サービス提供法は、販売業者が義務を違反した場合、損害を被った顧客は販売業者に対して損害賠償請求をすることができます。

したがって正解は、4

【第 2 問】下記の(問 3)~(問 6)について解答しなさい。

問 3

下記<資料>は、飯田さんが同一の特定口座内で行った QW 株式会社の株式取引に係る明細である。飯田さんが 2023 年 1 月 10 日に売却した 200 株について、譲渡所得の取得費の計算の基礎となる 1 株当たりの取得価額として、正しいものはどれか。なお、計算結果について円未満の端数が生じる場合には切り上げて円単位とすること。

<資料：QW株式会社の株式の取引明細>

取引日	取引種類	株数 (株)	約定単価 (円)
2017年10月20日	買付	300	3,660
2019年 1月18日	買付	200	3,410
2020年 4月17日	買付	100	4,390
2023年 1月10日	売却	200	6,280

※売買委託手数料や消費税については考慮しないこととする。

※その他の記載のない条件については一切考慮しないこととする。

1. 3,410円
2. 3,660円
3. 3,699円
4. 3,820円

【答え】

同一銘柄の株式を2回以上購入し、その株式等の一部を譲渡した場合の取得費は、総平均法によって求めます。

[総平均法の平均単価の計算方法]

仕入原価合計(購入総額)÷仕入数量合計(総株数)

[本問の場合]

●買付合計額

2017年:300株×3,660円=1,098,000円

2019年:200株×3,410円=682,000円

2020年:100株×4,390円=439,000円

・買付合計額=1,098,000円+682,000円+439,000円=2,219,000円

●QW株数の合計

・QW株数の合計=300株+200株+100株=600株

●取得価額

2023年1月10日1株当たりの取得価額=2,219,000円÷600株

=3,698.33...円

=**3,699円**(円未満切り上げ)

したがって正解は、3

問 4

下記〈資料〉の債券を満期(償還)時まで保有した場合の最終利回り(単利・年率)を計算しなさい。なお、手数料や税金等については考慮しないものとし、計算結果については小数点以下第 4 位を切り捨てること。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと(解答用紙に記載されているマス目に数値を記入すること)。

〈資料〉

表面利率：年 0.10%

買付価格：額面 100 円につき 99.62 円

発行価格：額面 100 円につき 100.00 円

償還までの残存期間：8 年

【答え】

最終利回り

すでに発行されている債券を購入し、償還期限まで保有した場合の利回り

[最終利回りの計算式]

$$\frac{\text{表面利率} + \frac{\text{額面(100円)} - \text{購入価格}}{\text{残存年数}}}{\text{購入価格}} \times 100$$

$$\begin{aligned}\text{最終利回り} &= \{0.1 + (100 - 99.62) / 8\} / 99.62 \times 100 \\ &= 0.1480\ldots\% \\ &= 0.148\% (\text{小数点以下第4位を切り捨て})\end{aligned}$$

したがって正解は、0.148%

問 5

安藤さんは、金投資について、FP の天野さんに質問をした。下記の空欄 (ア)~(エ)に入る適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。

安藤さん：「金投資について教えてください。地政学的リスクが高まっているとき、金価格にはどのような影響がありますか。」

天野さん：「一般的には、(ア) する傾向です。」

安藤さん：「金を積立てで購入する、純金積立という方法があるそうですね。」

天野さん：「はい。純金積立では、毎回、(イ) を積み立てるドルコスト平均法が採用されています。」

安藤さん：「積み立てた金を、現物で受け取ることはできるのでしょうか。」

天野さん：「地金で受け取ることが (ウ) 。」

安藤さん：「金を売却して利益が出た場合、所得税の区分はどうなりますか。」

天野さん：「個人が金地金や純金積立を売却した場合の所得は、譲渡所得に区分されます。保有期間が (エ) 以内の場合は短期譲渡所得です。(エ) 超であれば、長期譲渡所得となります。」

<語群>

- | | | | |
|---------|---------|---------------|---------|
| 1. 上昇 | 2. 下落 | 3. その都度指定する金額 | 4. 一定金額 |
| 5. 一定数量 | 6. できます | 7. できません | 8. 5年 |
| 9. 10年 | 10. 20年 | | |

【答え】

ア. 1 上昇

地政学的リスクとは、特定の地域が抱える政治的、軍事的、社会的な緊張が高まり、世界経済全体の先行きを不透明にしたり、特定商品の価格を変動させたりするリスクです。

地政学的リスクが高まると、「有事の金」と言われ、金(ゴールド)は状況がどのように転じても価値が保たれると思われる資産として、注目度が高まり、一般に**上昇**傾向になることがあります。

イ. 4 一定金額

ドルコスト平均法は、常に**一定金額**を購入する方法です。

価格が低い時には購入量が多く、価格が高い時には購入量は少なくなり、平均購入単価を抑える効果があります。

ウ. 6 できます

金の積立を行っている場合でも、現物の金地金等と交換することは**できません**。

エ. 8 5年

・短期譲渡所得

譲渡した所有期間が、譲渡した年の1月1日現在**5年**以下の場合

・長期譲渡所得

譲渡した所有期間が、譲渡した年の1月1日現在**5年**を超える場合

問 6

下記<資料>に関する次の記述の空欄(ア)、(イ)にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

<資料>

	P X 株式	P Y 株式
株価	8 4 0 円	5, 2 0 0 円
1 株当たり利益	7 0 円	3 2 5 円
1 株当たり純資産	8 0 0 円	4, 0 0 0 円
1 株当たり年間配当金	1 0 円	8 0 円

- ・ P X 株式の P B R（株価純資産倍率）は、（ ア ）倍である。
- ・ P X 株式と P Y 株式の配当利回りを比較した場合、（ イ ）株式の方が高い。

1. (ア) 0.95 (イ) P X
2. (ア) 0.95 (イ) P Y
3. (ア) 1.05 (イ) P X
4. (ア) 1.05 (イ) P Y

【答え】

ア.

$\text{PBR} = \text{株価} \div 1 \text{株当たり純資産}$

$\text{PX株式} = 840 \text{円} \div 800 \text{円} = 1.05 \text{倍}$

イ.

$\text{配当利回り} = 1 \text{株当たり年間配当金} \div \text{株価} \times 100$

$\text{PX株式} = 10 \text{円} \div 840 \text{円} \times 100 = 1.19\ldots\%$

$\text{PY株式} = 80 \text{円} \div 5,200 \text{円} \times 100 = 1.53\ldots\%$

配当利回りはPY株式の方が高い

したがって正解は、4

【第3問】下記の(問7)~(問10)について解答しなさい。

問7

下記<資料>は、湯本さんが購入を検討している物件の登記事項証明書の一部である。この登記事項証明書に関する次の(ア)~(エ)の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。なお、<資料>に記載のない事項は一切考慮しないこととする。

<資料>

権利部(A) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	平成15年5月20日 第×6330号	所有者 ××市○×三丁目4番5号 三上順二

権利部(×××) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	平成15年5月20日 第×6331号	原因 平成15年5月20日金銭消費貸借同日 設定 債権額 金4,000万円 利息 年2.475%(12分の1月利計算) 損害金 年14.5%(年365日日割計算) 債務者 ××市○×三丁目4番5号 三上順二 抵当権者 △△区○△五丁目2番1号 株式会社HZ銀行

- (ア) 所有権保存など所有権に関する事項が記載されている欄(A)は、権利部の乙区である。
- (イ) この物件には株式会社HZ銀行の抵当権が設定されているため、別途、ほかの金融機関が抵当権を設定することはできない。
- (ウ) 三上順二さんが株式会社HZ銀行への債務を完済すると、当該抵当権の登記は自動的に抹消される。
- (エ) 本物件の登記事項証明書は、現在の所有者である三上順二さんのほか利害関係者でなければ、交付の請求をすることができない。

【答え】

1. ×不適切

不動産登記

表題部
表示(物理的状況)に関する事項)
・土地に関する登記記録 所在地、地番、土地の面積、所有者などを記載
・建物に関する登記記録 家屋番号、床面積、構造、所有者などを記載

権利部
権利に関する事項
甲区:所有権に関する事項 所有権の保存・移転・仮登記・差押えなどを記載
乙区:所有権以外の権利に関する事項 抵当権・借地権・賃借権などを記載

所有権に関する事項は、**権利部甲区**に記載されています。

2. ×不適切

抵当権は、1つの不動産に**複数設定することも可能**です。

3. ×不適切

債務を完済しても、設定している抵当権は自動的に**抹消されません**。

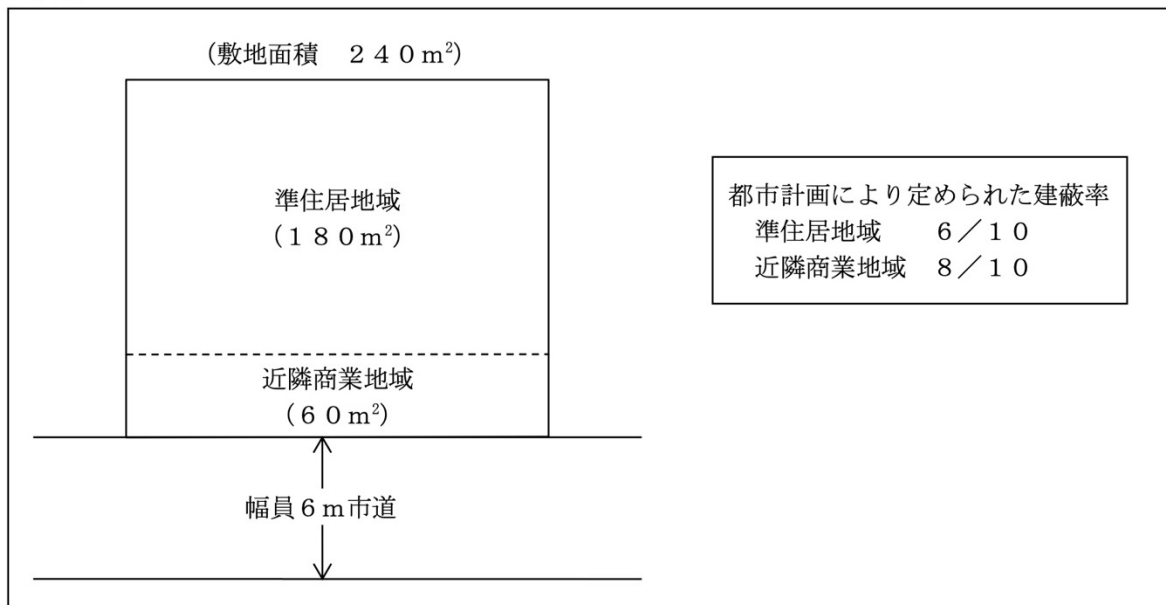
4. ×不適切

不動産登記記録は、法務局(登記所)で登記事項証明書の交付申請をすれば、誰でも記載事項は確認できます。

問 8

建築基準法に従い、下記〈資料〉の土地に建物を建てる場合の建築面積の最高限度を計算しなさい。なお、〈資料〉に記載のない条件については一切考慮しないこととする。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

〈資料〉



【答え】

[建築面積の上限の計算式]

- ・建築面積の上限=敷地面積×建ぺい率

[本問の場合]

●建築物の敷地

- ・準住居域部分の建築面積= $180\text{m}^2 \times 60\% = 108\text{m}^2$
- ・近隣商業地域部分の建築面積= $60\text{m}^2 \times 80\% = 48\text{m}^2$

$$\text{建築面積の合計} = 108\text{m}^2 + 48\text{m}^2 = 156\text{m}^2$$

したがって正解は、 156m^2

問 9

小山さんは、FP で税理士でもある牧村さんに固定資産税について質問をした。下記の空欄(ア)~(エ)にあてはまる語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、同じ番号を何度選んでもよいこととする。

小山さん：「マイホームを購入する予定です。固定資産税について、教えてください。」

牧村さん：「固定資産税は、毎年（ ア ）現在の土地や家屋などの所有者に課される税金です。」

小山さん：「今、新築住宅には、固定資産税が軽減される制度があると聞きました。」

牧村さん：「新築住宅が一定の要件を満たす場合は、新築後の一定期間、一戸当たり 1 2 0 m²相当分の固定資産税が（ イ ）に減額されます。」

小山さん：「固定資産税には、住宅用地についての特例があるとも聞いています。」

牧村さん：「そのとおりです。一定の要件を満たす住宅が建っている住宅用地（小規模住宅用地）については、一戸当たり（ ウ ）までの部分について、固定資産税の課税標準額が、固定資産税評価額の（ エ ）になる特例があります。」

<語群>

- | | | |
|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 1. 1 月 1 日 | 2. 4 月 1 日 | 3. 7 月 1 日 |
| 4. 2 分の 1 | 5. 3 分の 1 | 6. 6 分の 1 |
| 7. 2 0 0 m ² | 8. 2 8 0 m ² | 9. 3 3 0 m ² |

【答え】

	公示価格	基準値標準 価格	相続税評価額	固定資産税 評価額
発表機関	国土交通省	都道府県	国税庁	市町村
基準日	毎年 1月1日	毎年 7月1日	毎年 1月1日	毎年 1月1日 3年毎見直 し
発表時期	3月下旬	9月下旬	7月下旬	3月下旬
評価水準	—	公示価格 100%	公示価格 80%	公示価格 70%

ア. 1 :1月1日

固定資産税の納税義務者は毎年1月1日現在の土地や家屋などの諸州社に課されます。

イ. 4 :2分の1

新築の日の翌年から3年間(マンション等の場合は5年間)は、新築の居住部分120㎡までに対する税額が2分の1に軽減されます。

- ウ. 7 :200m²
エ. 6 :6分の1

固定資産税の課税標準の特例

住宅用地の 課税標準の特例	・小規模住宅用地(200m ² 以下の部分) 固定資産税=課税標準×1/6
	・一般住宅用地(200m ² 超の部分) 固定資産税=課税標準×1/3

都市計画税には住宅用地の課税標準の特例が当てはまり、ウ. 200m²以下に係る課税標準をエ. 6分の1になります。

問 10

下記〈資料〉は、北村さんが購入を検討している投資用マンションの概要である。この物件の実質利回り(年利)を計算しなさい。なお、〈資料〉に記載のない事項については一切考慮しないこととする。また、計算結果については、小数点以下の端数が生じた場合は、小数点以下第 3 位を四捨五入することとし、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと(解答用紙に記載されているマス目に数値を記入すること)。

〈資料〉

- ・ 購入費用の総額：1,500万円（消費税と仲介手数料等取得費用を含めた金額）
- ・ 想定される賃料（月額）：60,000円
- ・ 運営コスト（月額）：管理費・修繕積立金等 10,000円
管理業務委託費 月額賃料の5%
- ・ 想定される固定資産税・都市計画税（年額）：36,000円

<資料>

- ・ 購入費用の総額：1,500万円（消費税と仲介手数料等取得費用を含めた金額）
- ・ 想定される賃料（月額）：60,000円
- ・ 運営コスト（月額）：管理費・修繕積立金等 10,000円
管理業務委託費 月額賃料の5%
- ・ 想定される固定資産税・都市計画税（年額）：36,000円

【答え】

[実質利回り(NOI利回り)の計算式]

純利益(年間収入－年間費用)÷投資額×100

●年間収入

60,000円×12ヶ月=720,000円

●年間費用

管理費等 10,000円×12ヶ月=120,000円

管理業務委託費 60,000円×5%×12ヶ月=36,000円

固定資産税等 36,000円

合計=120,000円+36,000円+36,000円=192,000円

●投資額

購入費用総額 1,500万円

●実質利回り

$(720,000円 - 192,000円) \div 15,000,000円 \times 100 = 3.520...\%$

=3.52%(小数点以下第3位四捨五入)

したがって正解は、3.52%

【第4問】下記の(問11)~(問14)について解答しなさい。

問11 荒木陽介さん(48歳)が加入の提案を受け、加入することにした生命保険の保障内容は下記<資料>のとおりである。次の記述の空欄(ア)~(ウ)にあてはまる数値を解答欄に記入しなさい。なお、保険契約は有効に継続し、かつ特約は自動更新しているものとし、荒木さんはこれまでに<資料>の保険から、保険金・給付金を一度も受け取っていないものとする。また、各々の記述はそれぞれ独立した問題であり、相互に影響を与えないものとする。

<資料/生命保険提案書>

ご提案書 保険種類：利率変動型積立保険		(ご契約者) 荒木 陽介 様 (被保険者) 荒木 陽介 様 (年齢・性別) 48歳・男性	
長期生活保障保険 60歳まで		予定契約日：2023年2月1日 払込保険料合計：××, ×××円 支払方法：月払い、口座振替	
普通定期保険 60歳まで			
医療保険	入院サポート特約	終身払込 終身	
生活習慣病保険	7大疾病一時金特約	終身払込 終身	
利率変動型積立保険		終身	

▲48歳契約

◇ご提案内容

ご契約内容	保険期間	保険金・給付金名称	主なお支払事由など	保険金額・給付金額
利率変動型積立保険	終身	死亡給付金 災害死亡給付金	死亡のとき(※1) 事故などで死亡のとき	積立金額 積立金額の1.5倍
長期生活保障保険	60歳まで	死亡・高度障害年金	死亡・高度障害のとき	毎年120万円×10年間
普通定期保険	60歳まで	死亡・高度障害保険金	死亡・高度障害のとき	300万円
医療保険	終身払込 終身	入院給付金 手術給付金	入院のとき1日目から (1入院120日限度) (イ)入院中に所定の手術のとき (ロ)外来で所定の手術のとき (ハ)がん・脳・心臓に対する所定の手術のとき	日額10,000円 20万円 5万円 (イ)または(ロ)にプラス 20万円
入院サポート特約	終身払込 終身	入院準備費用給付金	1日以上入院のとき	10万円
生活習慣病保険	終身払込 終身	生活習慣病入院給付金	所定の生活習慣病(※2)で1日以上入院のとき (1入院120日限度)	日額10,000円
リビング・ニーズ特約	—	特約保険金	余命6ヵ月以内と判断されるとき	死亡保険金の範囲内 (通算3,000万円限度)
7大疾病一時金特約	終身払込 終身	7大疾病一時金	7大疾病で所定の診断・入院・手術(※2)のとき	複数回支払(※2) 300万円

(※1) 災害死亡給付金が支払われるときは、死亡給付金は支払いません。

(※2) 生活習慣病入院給付金、7大疾病一時金特約の支払対象となる生活習慣病は、以下のとおりです。
 がん/心臓病/脳血管疾患/腎疾患/肝疾患/糖尿病/高血圧性疾患

7大疾病一時金を複数回お支払いするときは、その原因が新たに生じていることが要件となります。ただし、7大疾病一時金が支払われた最後の支払事由からその日を含めて1年以内に支払事由に該当したときは、お支払いしません。なお、拡張型心筋症や慢性腎臓病・肝硬変・糖尿病性網膜症・(解離性)大動脈瘤と診断されたことによるお支払いは、それぞれ1回限りとなります。

- ・ 2023年3月に、荒木さんが交通事故で死亡（入院・手術なし）した場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ ア ）万円である。なお、死亡時の利率変動型積立保険の積立金額は4万円とする。
- ・ 2023年5月に、荒木さんが余命6ヵ月以内と判断された場合、リビング・ニーズ特約の請求において指定できる最大金額は（ イ ）万円である。なお、利率変動型積立保険と長期生活保障保険のリビング・ニーズ特約の請求はしないものとし、指定保険金額に対する6ヵ月分の利息と保険料相当額は考慮しないものとする。
- ・ 2023年6月に、荒木さんが初めてがん（悪性新生物）と診断され、治療のため20日間入院し、その間に約款所定の手術を1回受けた場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ ウ ）万円である。なお、上記内容は、がんに対する所定の手術、所定の生活習慣病、7大疾病で所定の診断に該当するものとする。

ご契約内容	保険期間	保険金・給付金名称	主なお支払事由など	保険金額・給付金額
利率変動型 積立保険	終身	死亡給付金 災害死亡給付金	死亡のとき（※1） 事故などで死亡のとき	積立金額 積立金額の1.5倍
長期生活保障保険	60歳まで	死亡・高度障害 年金	死亡・高度障害のとき	毎年120万円×10年間
普通定期保険	60歳まで	死亡・高度障害 保険金	死亡・高度障害のとき	300万円
医療保険	終身払込 終身	入院給付金 手術給付金	入院のとき1日目から （1入院120日限度） （イ）入院中に所定の手術の とき （ロ）外来で所定の手術のとき （ハ）がん・脳・心臓に対す る所定の手術のとき	日額10,000円 20万円 5万円 （イ）または（ロ）にプラス 20万円
入院サポート 特約	終身払込 終身	入院準備費用 給付金	1日以上入院のとき	10万円
生活習慣病保険	終身払込 終身	生活習慣病入院 給付金	所定の生活習慣病（※2）で 1日以上入院のとき （1入院120日限度）	日額10,000円
リビング・ニーズ 特約	—	特約保険金	余命6ヵ月以内と判断される とき	死亡保険金の範囲内 （通算3,000万円限度）
7大疾病一時金 特約	終身払込 終身	7大疾病一時金	7大疾病で所定の診断・入 院・手術（※2）のとき	複数回支払（※2） 300万円

【答え】

ア. 1,506(万円)

- ・利付変動型積立保険 4万円×1.5倍=6万円
- ・長期生活保障保険 毎年120万円×10年間=1,200万円
- ・普通定期保険 300万円

合計=1,506万円

イ. 300(万円)

リビングニーズ特約は3,000万円を上限です。

本問では、「利付変動型積立保険と長期生活保障保険は請求しない」とありますので、普通定期保険のみとなり、リビングニーズ特約で受け取れる保険金額は、300万円となります。

ウ. 390(万円)

本間は20日間入院し、手術を1回行っている場合の保険金額となり、また生活習慣病と7大疾病に該当している場合です。

[対象]

- ・医療入院 1万円×20日=20万円
- ・医療手術 20万円
- ・医療がん手術 20万円
- ・入院サポート 10 万円
- ・生活習慣病 1 万円×20 日=20 万円
- ・7 大疾病 300 万円

合計=390 万円

問 12

下記〈資料〉を基に、桑原さんの自宅に係る年間の地震保険料として、正しいものはどれか。桑原さんの自宅は愛媛県にあるイ構造のマンションで、火災保険の保険金額は1,000万円である。なお、地震保険の保険金額は、2023年1月1日現在の火災保険の保険金額に基づく契約可能な最大額であり、地震保険料の割引制度は考慮しないこととする。

〈資料：年間保険料例（地震保険金額100万円当たり、割引適用なしの場合）〉

建物の所在地（都道府県）	建物の構造区分	
	イ構造※	ロ構造※
北海道・青森県・岩手県・秋田県・山形県・栃木県・群馬県・新潟県・富山県・石川県・福井県・長野県・岐阜県・滋賀県・京都府・兵庫県・奈良県・鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・鹿児島県	730円	1,120円
宮城県・福島県・山梨県・愛知県・三重県・大阪府・和歌山県・香川県・愛媛県・宮崎県・沖縄県	1,160円	1,950円
茨城県・徳島県・高知県	2,300円	4,110円
埼玉県	2,650円	
千葉県・東京都・神奈川県・静岡県	2,750円	

※イ構造：主として鉄骨・コンクリート造の建物、ロ構造：主として木造の建物

1. 5,800 円
2. 9,750 円
3. 11,600 円
4. 19,500 円

【答え】

●地震保険

地震、地震による津波、噴火などによる居住用建物、家財などの火災、損壊、埋没または流失による損害を補償するもので、地震保険単独では加入できず、火災保険とセットで加入契約します。

[保険金額]

建物、また家財ごとに火災保険の保険金額の30~50%の範囲で設定。
ただし上限として建物は5,000万円、家財1,000万円を上限とする。

「本問の場合」

・火災保険は保険金額1,000万円です。50%相当額ですので、地震保険の保険金額の最大額**500万円**(1,000万円×50%)となります。

・本文に「地震保険料の割引制度は考慮外としない」とあるため割引適用の計算はしません。

・愛媛県のI構造の保険料は、保険金額100万円当たり1,160円

・地震保険の保険料=500万円×(1,160円/100万円)
=**5,800円**

したがって正解は、1

問 13

長谷川さんは、2022 年中に糖尿病および心疾患により合計 3 回入院をした。下記<資料>に基づき、長谷川さんが契約している医療保険の入院給付金の日数に関する次の記述の空欄(ア)に入る数値を解答欄に記入しなさい。なお、長谷川さんはこれまでにこの医療保険から一度も給付金を受け取っていないものとする。

<資料>

[長谷川さんの入院日数]		
糖尿病により 36日間入院	心疾患により 78日間入院	糖尿病により 34日間入院
← 172日間 →		
[長谷川さんの医療保険の入院給付金（日額）の給付概要]		
・ 給付金の支払い条件：入院1日目（日帰り入院含む）から支払う。 ・ 1入院限度日数：60日 ・ 通算限度日数：1,095日 ・ 3大疾病（がん、心疾患、脳血管疾患）による入院は支払日数無制限 ・ 180日以内に同じ疾病で再入院した場合には、1回の入院とみなす。		

長谷川さんが、2022 年の入院について受けることができる入院給付金の日数は、合計(ア)日分である。

【答え】

●糖尿病による入院

糖尿病は36日間と34日間の入院があり「入院1日目から支払う」とあります。また「180日以内に同じ病気で再度入院した場合は1回の入院とみなす。」とあります。

1回目36日+2回目34日=70日間となりますが、「1入院限度日数は60日まで」と記載してありますので、糖尿病の入院で支給される給付金は60日分となります。

●心疾患による入院

心疾患は、糖尿病とは別ですので、入院給付金の対象となり、1入院限度日数60日までですが、3大疾病による入院は支払い日数無制限ですので、心疾患は78日分が支給されます。

入院給付金日数=60日+78日=138日

したがって正解は、138(日分)

問 14

杉山浩二さんが契約している第三分野の保険(下記<資料>を参照)について述べた(ア)~(エ)の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。なお、保険契約は 有効に成立しており、記載のない事項については一切考慮しないこととする。

<資料 1 / 保険証券 (一部抜粋)>

[特定疾病保障保険 A] 契約日：2018年3月1日 保険契約者：杉山 浩二 被保険者：杉山 浩二 死亡保険金受取人：杉山 理恵 (妻) 保険料：△, △△△円 (月払、口座振替) 特定疾病保険金または死亡・高度障害保険金：3, 000万円	[介護保障定期保険 B (無解約返戻金型)] 契約日：2018年3月1日 保険契約者：杉山 浩二 被保険者：杉山 浩二 死亡保険金受取人：杉山 理恵 (妻) 保険料：○, ○○○円 (月払、口座振替) 介護保険金・死亡保険金：500万円
---	---

<資料 2 / 介護保障定期保険 B 約款 (一部抜粋)>

名称	支払事由
介護保険金	保険期間中に次のいずれかに該当したとき ① 公的介護保険制度に定める要介護2以上の状態 ② 会社の定める要介護状態 次の(1)および(2)をともに満たすことが、医師によって診断確定されたこと (1) 被保険者が、責任開始時以後の傷害または疾病を原因として、要介護状態(別表1)に該当したこと (2) 被保険者が、(1)の要介護状態(別表1)に該当した日からその日を含めて180日以上要介護状態が継続したこと
別表 1	
要介護状態	次のいずれかに該当したとき 1) 常時寝たきり状態で、下表の(a)に該当し、かつ、下表の(b)~(e)のうち2項目以上に該当して他人の介護を要する状態 2) 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態
	(a) ベッド周辺の歩行が自分ではできない (b) 衣服の着脱が自分ではできない (c) 入浴が自分ではできない (d) 食物の摂取が自分ではできない (e) 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない

(ア)浩二さんが、初めてがん(悪性新生物)と診断確定され、その後に死亡した場合は特定疾病保障保険 A から特定疾病保険金と死亡保険金の両方を受け取ることができる。

(イ)特定疾病保障保険 A にリビングニーズ特約を中途付加する場合、特約保険料は必要ない。

(ウ)浩二さんが保険料の払込みが困難になった場合、介護保障定期保険 B は自動振替貸付により保険契約を継続することができる。

(エ)浩二さんが公的介護保険制度の要介護 3 に該当し、常時寝たきり状態で入浴が自分ではできない状態が 180 日以上継続した場合、介護保障定期保険 B の介護保険金を受け取ることができる。

【答え】

ア. ×不適切

●特定疾病保険

ガン、急性心筋梗塞、脳卒中により、約款で定める所定の状態と医師に診断されたときに生前に、死亡・高度障害保険金が支払われます。

特定疾病保険金を受け取った時点で契約は終了し、その後に死亡しても死亡保険金は支払われません。

2. ○適切

リビングニーズ特約の特約保険料は、中途付加する場合であっても必要ありません。

3. ×不適切

自動振替貸付は、解約返戻金がある生命保険の場合に、保険会社が自動的に立て替えてくれる制度です。

介護保障定期保険Bは無解約返戻金型となり解約返戻金がないため、自動振替貸付を利用することはできません。

4. ○適切

資料2の「①公的介護保険制度に定める要介護2以上の状態」とありますので、要介護2よりも重い要介護3状態にあるため、介護保険金を受けることができます。

【第 5 問】下記の(問 15)~(問 18)について解答しなさい。

問 15

会社員の小田さんは、2022 年 12 月末で 35 年 4 ヶ月勤め続けてきた株式会社 YZ を退職し、退職一時金 3,000 万円を受け取った。この退職一時金に係る退職所得の金額はいくらになるか。なお、小田さんは、勤務先の役員であったことはなく、退職は障害者になったことに基因するものではない。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

【答え】

[退職所得の計算]

退職所得 = (収入金額 - 退職所得控除額) $\times$ 1/2

[退職所得控除額の計算式]

勤続年数 20 年以下: 40 万円 $\times$ 勤続年数 (80 万円以下は 80 万円)

勤続年数 20 年超: 800 万円 + 70 万円 $\times$ (勤続年数 - 20 年)

※ 勤続年数 1 年未満の端数は 1 年に切り上げます。

[本問の場合]

本問では勤続年数 35 年 4 ヶ月ですので一年切り上げて 36 年で計算します。

退職所得控除額 = 800 万円 + 70 年 $\times$ (36 年 - 20 年) = 1,920 万円

退職所得金額 = (3,000 万円 - 1,920 万円) $\times$ 1/2 = 540 万円

したがって正解は、540(万円)

問 16

公的年金等に係る所得税の取扱いに関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1.小規模企業共済の共済金や確定拠出年金の老齢給付金は、年金形式で受け取る場合、公的年金等に係る雑所得の収入金額となる。
- 2.公的年金等に係る雑所得の金額の計算は、「公的年金等の収入金額-公的年金等控除額」により計算するが、公的年金等控除額は、受給者の年齢が 70 歳以上か 70 歳未満かにより、控除額が異なる。
- 3.公的年金等以外の総合課税となる雑所得の金額に、赤字が生じた場合、その赤字の金額と公的年金等に係る雑所得の金額を通算し、雑所得の金額を計算することができる。
- 4.公的年金等の収入金額が 400 万円以下であり、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額の合計が 20 万円以下であるときは、確定申告は不要である。

【答え】

1. 適切

一時金で受け取る場合は、退職所得として退職所得控除の対象、
年金で受け取る場合は、**雑所得**として公的年金等控除の対象となります。

2. 不適切

公的年金等控除額は、受給者年齢**65歳以上**か**65歳未満**かにより、控除額が異なります。

3. 適切

本問の通り、
「公的年金等に係る雑所得」と「その他の雑所得」は、**内部通算することができます。**

4. 適切

本問の通り、
公的年金等の収入金額が 400 万円以下であり、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額の合計が 20 万円以下である場合は、**確定申告は不要**です。

したがって正解は、2

問 17

所得税の青色申告特別控除制度に関する次の記述の空欄(ア)~(ウ)に入る適切な数値を解答欄に記入しなさい。

(1)不動産所得または事業所得を生ずべき事業を営んでいる青色申告者で、これらの所得に係る取引を正規の簿記の原則(一般的には複式簿記)により記帳し、その記帳に基づいて作成した貸借対照表および損益計算書を確定申告書に添付して法定申告期限内に提出している場合には、原則としてこれらの所得を通じて最高(ア)万円を控除することができる。

(2)この(ア)万円の青色申告特別控除を受けることができる人が、所定の帳簿の電子帳簿保存または e-Tax による電子申告を行っている場合は、最高(イ)万円の青色申告特別控除が受けられる。

(3)上記(1)および(2)以外の青色申告者については、不動産所得、事業所得および山林所得を通じて最高(ウ)万円を控除することができる。

【答え】

ア. 55(万円)

青色申告では、一定の帳簿で記帳することで、55万円の青色申告特別控除の適用を受けることができます。

イ. 65(万円)

青色申告特別控除を受けるには、55万円の青色申告特別控除の適用要件に加えてe-Taxによる申告(電子申告)または電子帳簿保存を行うことで65万円の青色申告特別控除が受けられるようになります。

ウ. 10(万円)

55万円控除の要件を満たさない場合は10万円の青色申告特別控除となります。

問 18

会社員の山岸さんの 2022 年分の所得等が下記<資料>のとおりである場合、山岸さんが 2022 年分の所得税の確定申告を行う際に、給与所得と損益通算できる損失に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、▲が付された所得金額は、その所得に損失が発生していることを意味する。

<資料>

所得の種類	所得金額	備考
給与所得	3 9 6 万円	
不動産所得	▲ 1 0 0 万円	必要経費：7 0 0 万円 必要経費の中には、土地の取得に要した借入金の利子の額 1 2 0 万円が含まれている。
雑所得	▲ 1 0 万円	副業について初期投資による経費発生が多かったことによる損失（赤字）
譲渡所得	▲ 1 5 0 万円	上場株式の売却による損失

- 1.不動産所得▲100 万円と損益通算できる。
- 2.副業の雑所得▲10 万円と損益通算できる。
- 3.上場株式の譲渡所得▲150 万円と損益通算できる。
- 4.損益通算できる損失はない。

【答え】

損益通算とは、所得税額を計算する際に、**不動産所得・事業所得・山林所得・譲渡所得**の金額に損失が生じた場合、その損失額をほかの所得の金額から控除することを言います。

●不動産所得

不動産所得の損失のうち、土地取得に要した負債の利子は他の所得と損益通算できません

損失▲100万円から土地取得に要した負債の利子120万円を除くと、▲20万円となります。

本問では、「土地取得に要した負債の利子」が「不動産所得の損失額」より多くなるため、損益通算できません。

●雑所得

損益通算できる損失は、**不動産所得・事業所得・山林所得・譲渡所得**に限られるため、雑所得は損益通算できません。

●譲渡所得

譲渡所得でも、株式等の譲渡損失は分離課税のため、総合課税の給与所得と損益通算できません。

よって、**本問は損益通算できる損失はありません。**

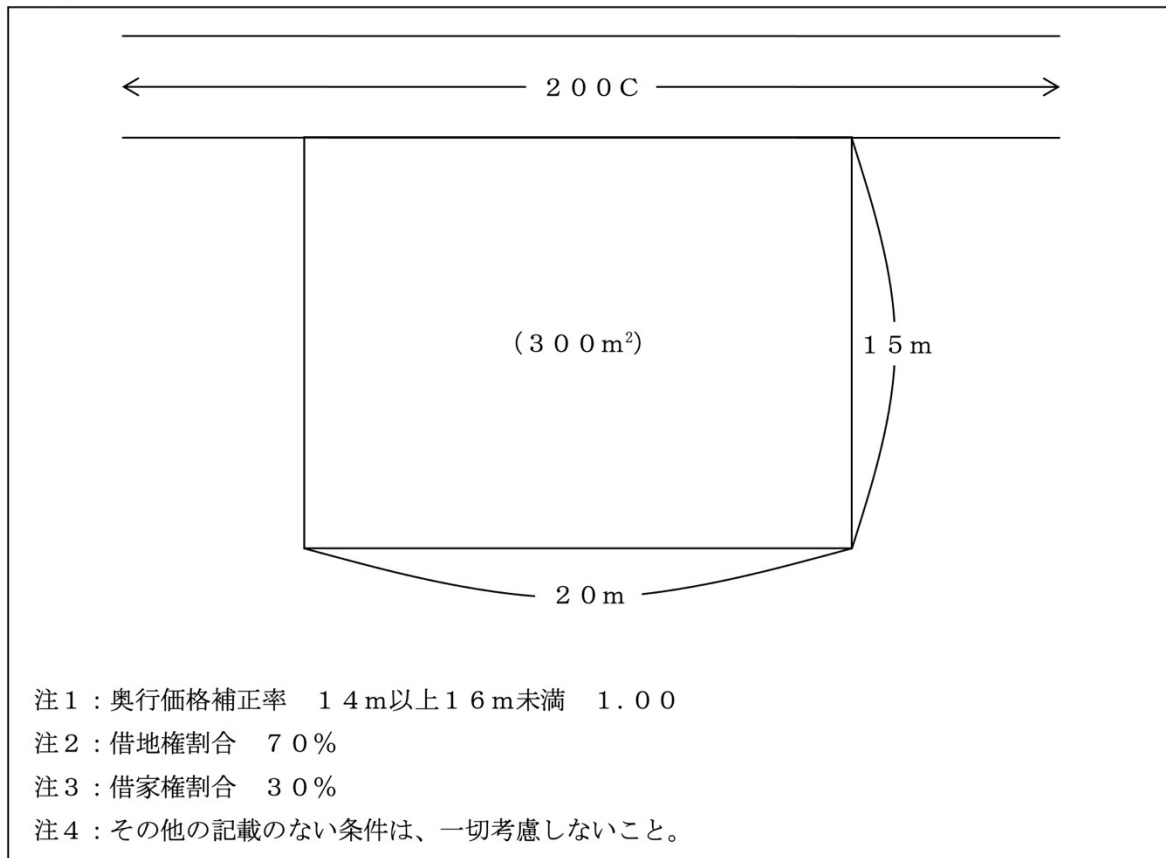
したがって正解は、4

【第6問】下記の(問19)~(問22)について解答しなさい。

問19

下記<資料>の土地に係る路線価方式による普通借地権の相続税評価額の計算式として、正しいものはどれか。

<資料>



1. $200 \text{ 千円} \times 1.00 \times 300 \text{ m}^2$
2. $200 \text{ 千円} \times 1.00 \times 300 \text{ m}^2 \times 70\%$
3. $200 \text{ 千円} \times 1.00 \times 300 \text{ m}^2 \times (1 - 70\%)$
4. $200 \text{ 千円} \times 1.00 \times 300 \text{ m}^2 \times (1 - 70\% \times 30\% \times 100\%)$

【答え】

●路線価方式の宅地の自用地評価額=路線価×奥行価格補正率×敷地面積

●路線価の単位

路線価は千円単位で表され、アルファベットに借地権割合が割り当てられています。

アルファベット	A	B	C	D	E	F	G
借地権割合	90%	80%	70%	60%	50%	40%	30%

[200C]=200千円 借地権割合70%

・資料より宅地の自用地評価額

$$200\text{千円} \times 1.00 \times 300\text{m}^2$$

・借地権の評価

借地権評価額＝路線価×奥行価格補正率×敷地面積×借地権割合

$$200\text{千円} \times 1.00 \times 300\text{m}^2 \times 70\%$$

したがって正解は、2.

問 20

馬場さんは、FP で税理士でもある藤原さんに、相続税において相続財産から控除できる債務等に関する質問をした。下記の空欄(ア)~(エ)に入る適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、同じ番号を何度選んでもよいこととする。

馬場さん：「相続税を計算するとき、被相続人の債務は、相続財産から控除できると聞きました。亡くなった父の医療費が未払いになっているのですが、相続財産から控除することはできますか。」

藤原さん：「被相続人に係る未払い医療費は、相続財産から控除することが（ ア ）。」

馬場さん：「父が生前に購入した墓地の代金が未払いのままです。こちらはどうか。」

藤原さん：「被相続人が生前に購入した墓地の未払い代金は、相続財産から控除することが（ イ ）。」

馬場さん：「父はアパート経営をしていました。父が預かっていた、将来返金することになる敷金を相続財産から控除できますか。」

藤原さん：「（ ウ ）。」

馬場さん：「葬式に関する費用について、控除できるものはありますか。」

藤原さん：「例えば（ エ ）は、葬式費用として相続財産から控除することができます。」

<語群>

- | | |
|------------------|-------------|
| 1. できます | 2. できません |
| 3. 四十九日の法要のための費用 | 4. 通夜のための費用 |
| 5. 香典返戻のための費用 | |

【答え】

ア. 1: できます

被相続人に係る未払いの医療費は、債務控除の**対象**です。

イ. 2: できません。

墓地・墓石などの非課税財産に係る未払金は、債務控除の**対象外**です。

ウ. 1: できます

敷地などの返還する必要がある部分は、債務控除の**対象**です。

エ. 4: 通夜のための費用

通夜のための費用も、債務控除の**対象**です。

問 21

工藤さん(59 歳)は、2022 年 12 月に夫から居住用不動産(財産評価額 2,750 万円)の贈与を受けた。工藤さんが贈与税の配偶者控除の適用を受けた場合の 2022 年分の贈与税額として、正しいものはどれか。なお、2022 年においては、このほかに工藤さんが受けた贈与はないものとする。また、納付すべき贈与税額が最も少なくなるように計算すること。

<贈与税の速算表>

(イ) 18 歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産の場合 (特例贈与財産、特例税率)

基礎控除後の課税価格		税率	控除額
200 万円 以下		10%	—
200 万円 超	400 万円 以下	15%	10 万円
400 万円 超	600 万円 以下	20%	30 万円
600 万円 超	1,000 万円 以下	30%	90 万円
1,000 万円 超	1,500 万円 以下	40%	190 万円
1,500 万円 超	3,000 万円 以下	45%	265 万円
3,000 万円 超	4,500 万円 以下	50%	415 万円
4,500 万円 超		55%	640 万円

(注)「18 歳以上の者」とあるのは、2022 年 3 月 31 日以前の贈与により財産を取得した者の場合、「20 歳以上の者」

(ロ) 上記 (イ) 以外の場合 (一般贈与財産、一般税率)

基礎控除後の課税価格		税率	控除額
200 万円 以下		10%	—
200 万円 超	300 万円 以下	15%	10 万円
300 万円 超	400 万円 以下	20%	25 万円
400 万円 超	600 万円 以下	30%	65 万円
600 万円 超	1,000 万円 以下	40%	125 万円
1,000 万円 超	1,500 万円 以下	45%	175 万円
1,500 万円 超	3,000 万円 以下	50%	250 万円
3,000 万円 超		55%	400 万円

1. 14 万円
2. 102 万円
3. 131 万円
4. 175 万円

【答え】

贈与税の配偶者控除とは、一定の適用要件のもとで、配偶者が居住用不動産やその購入資金を贈与された場合に贈与税の課税価格から控除できる規定です。

控除額は2,000万円です。ただし、贈与税の基礎控除110万円とは別で加算できますので、合計2,110万円までは非課税となります。

[贈与税額計算式]

贈与税額＝課税価格－(110万円＋2,000万円)×贈与税率

[本問の場合]

居住用不動産2,750万円－非課税額2,110円＝640万円

・贈与者の夫からの贈与は、直系尊属以外となりますので、一般贈与財産として扱われ、速算表(ロ)を用いて計算します。

贈与税額＝640万円×40%－125万円＝131万円

したがって正解は、3

問 22

下記の相続事例(2022 年 8 月 9 日相続開始)における各人の相続税の課税価格の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、記載のない条件については一切考慮しないこととする。

<課税価格の合計額を算出するための財産等の相続税評価額>

マンション（建物および建物敷地権）：3,500万円

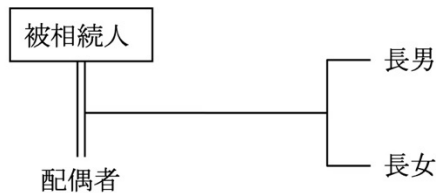
現預金：1,000万円

死亡保険金：1,500万円

死亡退職金：2,000万円

債務および葬式費用：400万円

<親族関係図>



※マンションの評価額は、「小規模宅地等の特例」適用後の金額であり、死亡保険金および死亡退職金は、非課税限度額控除前の金額である。

※マンションは配偶者が相続する。

※現預金は、長男および長女が2分の1ずつ受け取っている。

※死亡保険金は、配偶者、長男、長女がそれぞれ3分の1ずつ受け取っている。

※死亡退職金は、配偶者が受け取っている。

※相続開始前3年以内に被相続人からの贈与により財産を取得した相続人はおらず、相続時精算課税制度を選択した相続人もいない。また相続を放棄した者もない。

※債務および葬式費用は、すべて被相続人の配偶者が負担している。

- | | | |
|----------------|------------|------------|
| 1. 配偶者：3,600万円 | 長男：500万円 | 長女：500万円 |
| 2. 配偶者：3,600万円 | 長男：1,000万円 | 長女：1,000万円 |
| 3. 配偶者：5,100万円 | 長男：500万円 | 長女：500万円 |
| 4. 配偶者：5,100万円 | 長男：1,000万円 | 長女：1,000万円 |

【答え】

死亡保険金と死亡退職金はそれぞれ、「500万円×法定相続人の数」で計算します。

[本問の場合]

法定相続人は配偶者、長男、長女の3人となります。ので、500万円×3人=1,500万円が非課税限度となります。

死亡保険金=1,500万円-1,500万円=0円

死亡退職金=2,000万円-1,500万円=500万円

●配偶者

マンション(配偶者が相続):3,500万円

死亡保険金:0円

死亡退職金:500万円

債務・葬式費用:400万円

合計=3,500万円+500万円-400万円=3,600万円

●長男・長女

現預金(長男・長女が2分の1ずつ相続):1,000万円÷2人=500万円

死亡保険金:0円

よって、配偶者:3,600万円 長男:500万円 長女:500万円

したがって正解は、1

【第 7 問】下記の(問 23)~(問 25)について解答しなさい。

＜山根家の家族データ＞

氏名	続柄	生年月日	備考
山根 耕太	本人	1983年 8月 7日	会社員
香奈	妻	1982年11月20日	会社員
貴典	長男	2010年10月 2日	小学6年生
桃乃	長女	2014年 5月 9日	小学2年生

＜山根家のキャッシュフロー表＞

(単位：万円)

経過年数			基準年	1年	2年	3年	4年
西暦(年)			2022年	2023年	2024年	2025年	2026年
家族構成／ 年齢	山根 耕太	本人	39歳	40歳	41歳	42歳	43歳
	香奈	妻	40歳	41歳	42歳	43歳	44歳
	貴典	長男	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳
	桃乃	長女	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳
ライフイベント				貴典 中学校入学		外壁の補修	貴典 高校入学
変動率							
収入	給与収入(本人)	1%	396		404		412
	給与収入(妻)	1%	284		290		296
	収入合計	—	680		694		708
支出	基本生活費	2%	186			(ア)	
	住居費	—	204	204	204	204	204
	教育費	1%	64		(イ)		
	保険料	—	48	48	60	60	60
	一時的支出	—				100	
	その他支出	2%	50	51	52	53	54
	支出合計	—	552		686		
年間収支			—	128	8		
金融資産残高			1%	687	714	(ウ)	

※年齢および金融資産残高は各年12月31日現在のものとし、2022年を基準年とする。

※給与収入は可処分所得で記載している。

※記載されている数値は正しいものとする。

※問題作成の都合上、一部を空欄としている。

問 23

山根家のキャッシュフロー表の空欄(ア)に入る数値を計算しなさい。なお、計算過程においては端数処理をせず計算し、計算結果については万円未満を四捨五入すること。

【答え】

[複利計算の計算式]

元金 $\times(1+\text{利率})^{\text{N乗}}$

[本問の場合]

- ・基準年の生活費 186万円
- ・変動率 2%
- ・3年後

3年後の生活費=186万円 $\times(1+2\div100)^3$ 乗=197.3...→197万円(万円未満四捨五入)

したがって正解は、(ア) 197(万円)

問 24

山根家の両親が考えている進学プランは下記のとおりである。下記〈条件〉および〈資料〉のデータに基づいて、山根家のキャッシュフロー表の空欄(イ)に入る教育費の予測数値を計算しなさい。なお、計算過程においては端数処理をせずに計算し、計算結果については万円未満を四捨五入すること。

〈条件〉

〔山根家の進学プラン〕

貴典	公立小学校 → 私立中学校 → 私立高等学校 → 国立大学
桃乃	公立小学校 → 公立中学校 → 私立高等学校 → 私立大学

〔計算に際しての留意点〕

- ・ 教育費の数値は、下記〈資料：小学校・中学校の学習費総額〉を使用して計算すること。
- ・ 下記〈資料〉の結果を2022年とし、変動率を1%として計算すること。

〈資料：小学校・中学校の学習費総額（1人当たりの年間平均額）〉

	小学校		中学校	
	公立	私立	公立	私立
学習費総額	321,281円	1,598,691円	488,397円	1,406,433円

（出所：文部科学省「子供の学習費調査（結果の概要）」）

【答え】

[複利計算の計算式]

元金 $\times(1+\text{利率})^{\text{N乗}}$

[本問の場合]

2年後の貴典さんは私立中学校、桃乃さんは公立小学校に在学中です。

●2年後の貴典さんの教育費(私立中学校)

$$1,406,433\text{円} \times (1+1 \div 100)^2 = 1,434,702.3033\text{円}$$

●2年後の桃乃さんの教育費(公立小学校)

$$321,281\text{円} \times (1+1 \div 100)^2 = 327,738.7481\text{円}$$

$$2\text{年後の教育費} = 1,434,702.3033\text{円} + 327,738.7481\text{円}$$

$$= 1,762,441.0514$$

$$= 176\text{万円(万円未満四捨五入)}$$

したがって正解は、(イ) 176(万円)

問 25

山根家のキャッシュフロー表の空欄(ウ)に入る数値を計算しなさい。なお、計算過程においては端数処理をせず計算し、計算結果については万円未満を四捨五入すること。

【答え】

[複利計算の計算式]

元金 $\times(1+\text{利率})^N$ 乗

[本問の場合]

- ・前年の金融資産残高 714万円
- ・変動率 1%
- ・1年間の年間収支
1年後の収入合計694万円-支出合計686万円=8万円

2年後の金融資産残高=714万円 $\times(1+1\div 100)^2$ +8万円=729.14
=729万円(万円未満四捨五入)

したがって正解は、729(万円)

【第 8 問】下記の(問 26)~(問 28)について解答しなさい。

下記の係数早見表を乗算で使用し、各問について計算しなさい。なお、税金は一切考慮しないこととし、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

下記の係数早見表を乗算で使用し、各問について計算しなさい。なお、税金は一切考慮しないこととし、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

[係数早見表 (年利率 1.0 %)]

	終価係数	現価係数	減債基金係数	資本回収係数	年金終価係数	年金現価係数
1 年	1.010	0.990	1.000	1.010	1.000	0.990
2 年	1.020	0.980	0.498	0.508	2.010	1.970
3 年	1.030	0.971	0.330	0.340	3.030	2.941
4 年	1.041	0.961	0.246	0.256	4.060	3.902
5 年	1.051	0.951	0.196	0.206	5.101	4.853
6 年	1.062	0.942	0.163	0.173	6.152	5.795
7 年	1.072	0.933	0.139	0.149	7.214	6.728
8 年	1.083	0.923	0.121	0.131	8.286	7.652
9 年	1.094	0.914	0.107	0.117	9.369	8.566
10 年	1.105	0.905	0.096	0.106	10.462	9.471
15 年	1.161	0.861	0.062	0.072	16.097	13.865
20 年	1.220	0.820	0.045	0.055	22.019	18.046
25 年	1.282	0.780	0.035	0.045	28.243	22.023
30 年	1.348	0.742	0.029	0.039	34.785	25.808

※記載されている数値は正しいものとする。

問 26

大下さんは、相続により受け取った 270 万円を運用しようと考えている。これを 5 年間、年利 1.0%で複利運用した場合、5 年後の合計額はいくらになるか。

[係数早見表 (年利率 1.0 %)]

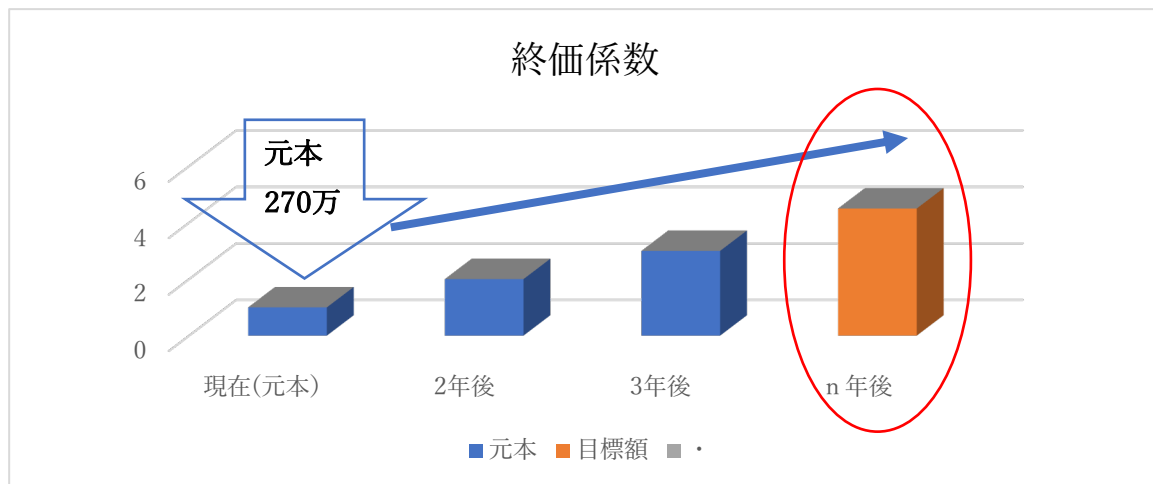
	終価係数	現価係数	減債基金係数	資本回収係数	年金終価係数	年金現価係数
1年	1.010	0.990	1.000	1.010	1.000	0.990
2年	1.020	0.980	0.498	0.508	2.010	1.970
3年	1.030	0.971	0.330	0.340	3.030	2.941
4年	1.041	0.961	0.246	0.256	4.060	3.902
5年	1.051	0.951	0.196	0.206	5.101	4.853
6年	1.062	0.942	0.163	0.173	6.152	5.795
7年	1.072	0.933	0.139	0.149	7.214	6.728
8年	1.083	0.923	0.121	0.131	8.286	7.652
9年	1.094	0.914	0.107	0.117	9.369	8.566
10年	1.105	0.905	0.096	0.106	10.462	9.471
15年	1.161	0.861	0.062	0.072	16.097	13.865
20年	1.220	0.820	0.045	0.055	22.019	18.046
25年	1.282	0.780	0.035	0.045	28.243	22.023
30年	1.348	0.742	0.029	0.039	34.785	25.808

【答え】

●終価係数

現在の金額を複利で運用した場合の一定期間後の将来の金額を求める

現在 270 万円を年利 1%で運用した場合の 5 年後の金額は？



$$270\text{万円} \times 1.051 = 2,837,700\text{円}$$

したがって正解は、2,837,700円

問 27

有馬さんは老後の生活資金の一部として、毎年年末に 120 万円を受け取りたいと考えている。受取期間を 20 年間とし、年利 1.0%で複利運用する場合、受取り開始年の初めにいくら資金があればよいか。

[係数早見表 (年利率 1.0 %)]

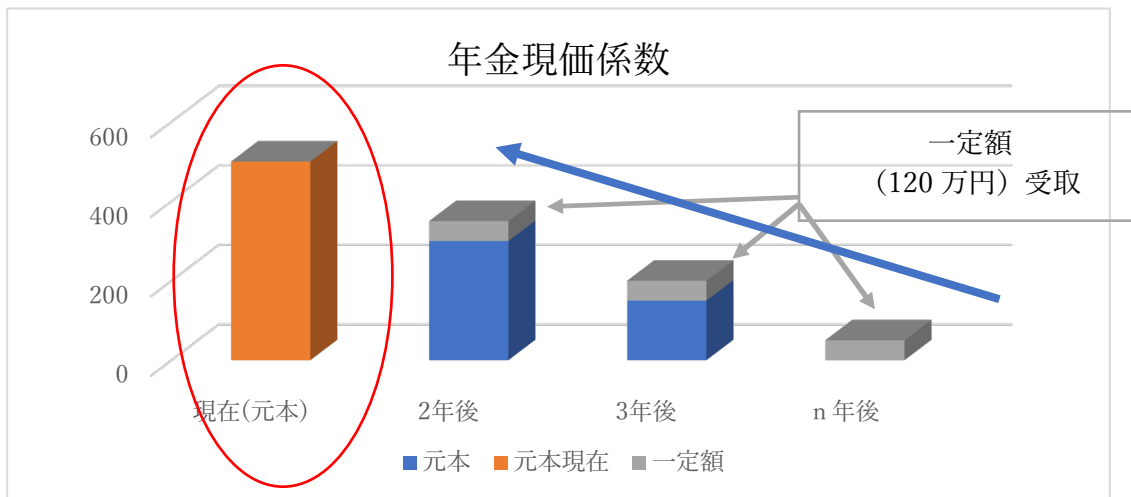
	終価係数	現価係数	減債基金係数	資本回収係数	年金終価係数	年金現価係数
1年	1.010	0.990	1.000	1.010	1.000	0.990
2年	1.020	0.980	0.498	0.508	2.010	1.970
3年	1.030	0.971	0.330	0.340	3.030	2.941
4年	1.041	0.961	0.246	0.256	4.060	3.902
5年	1.051	0.951	0.196	0.206	5.101	4.853
6年	1.062	0.942	0.163	0.173	6.152	5.795
7年	1.072	0.933	0.139	0.149	7.214	6.728
8年	1.083	0.923	0.121	0.131	8.286	7.652
9年	1.094	0.914	0.107	0.117	9.369	8.566
10年	1.105	0.905	0.096	0.106	10.462	9.471
15年	1.161	0.861	0.062	0.072	16.097	13.865
20年	1.220	0.820	0.045	0.055	22.019	18.046
25年	1.282	0.780	0.035	0.045	28.243	22.023
30年	1.348	0.742	0.029	0.039	34.785	25.808

【答え】

●年金現価係数

一定期間にわたって複利運用し、毎年一定金額を受取るための現在必要な元本を求める。

20 年間にわたって 120 万円ずつ受取りたい。年利 1%とした場合、現在必要な元本は？



$$120 \text{ 万円} \times 18.046 = 21,655,200 \text{ 円}$$

したがって正解は、21,655,200円

問 28

西里さんは、将来の子どもの大学進学費用の準備として新たに積立てを開始する予定である。毎年年末に 24 万円を積み立てるものとし、15 年間、年利 1.0%で複利運用しながら積み立てた場合、15 年後の合計額はいくらになるか。

[係数早見表 (年利率 1.0%)]

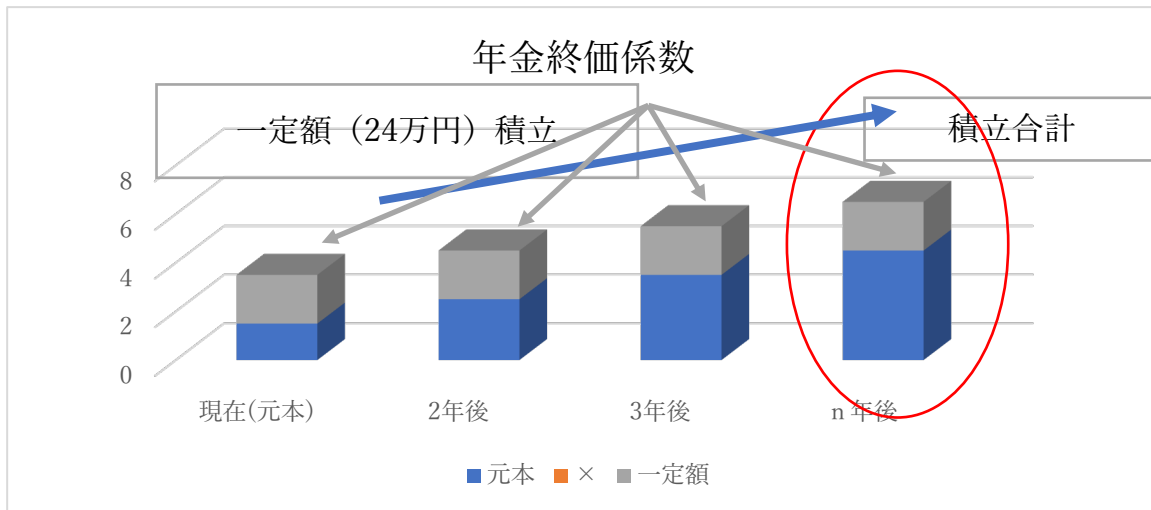
	終価係数	現価係数	減債基金係数	資本回収係数	年金終価係数	年金現価係数
1年	1.010	0.990	1.000	1.010	1.000	0.990
2年	1.020	0.980	0.498	0.508	2.010	1.970
3年	1.030	0.971	0.330	0.340	3.030	2.941
4年	1.041	0.961	0.246	0.256	4.060	3.902
5年	1.051	0.951	0.196	0.206	5.101	4.853
6年	1.062	0.942	0.163	0.173	6.152	5.795
7年	1.072	0.933	0.139	0.149	7.214	6.728
8年	1.083	0.923	0.121	0.131	8.286	7.652
9年	1.094	0.914	0.107	0.117	9.369	8.566
10年	1.105	0.905	0.096	0.106	10.462	9.471
15年	1.161	0.861	0.062	0.072	16.097	13.865
20年	1.220	0.820	0.045	0.055	22.019	18.046
25年	1.282	0.780	0.035	0.045	28.243	22.023
30年	1.348	0.742	0.029	0.039	34.785	25.808

【答え】

●年金終価係数

毎年一定額を積立てた場合の一定期間後の将来の金額を求める。

年利 1% で毎年 24 万円を 15 年間積み立てた場合の 15 年後の金額は？



$$240,000 \text{ 円} \times 16.097 = 3,863,280 \text{ 円}$$

したがって正解は、3,863,280円

【第9問】下記の(問29)~(問34)について解答しなさい。

<設例>

大久保和雄さんは、民間企業に勤務する会社員である。和雄さんと妻の留美子さんは、今後の資産形成や家計の見直しなどについて、FPで税理士でもある岡さんに相談をした。なお、下記のデータはいずれも2023年1月1日現在のものである。

[家族構成]

氏名	続柄	生年月日	年齢	備考
大久保 和雄	本人	1977年 5月13日	45歳	会社員
留美子	妻	1979年 7月28日	43歳	パート勤務
翔太	長男	2007年11月 3日	15歳	中学生

[収入金額（2022年）]

和雄さん：給与収入450万円。給与収入以外の収入はない。

留美子さん：給与収入100万円。給与収入以外の収入はない。

[金融資産（時価）]

和雄さん名義

銀行預金（普通預金）：50万円

銀行預金（定期預金）：250万円

留美子さん名義

銀行預金（普通預金）：100万円

個人向け国債（変動10年）：50万円

[住宅ローン]

契約者：和雄さん

借入先：TA銀行

借入時期：2013年3月（居住開始時期：2013年3月）

借入金額：2,200万円

返済方法：元利均等返済（ボーナス返済なし）

金利：固定金利選択型15年（年3.55%）

返済期間：30年間

[保険]

- ・ 定期保険A：保険金額3,000万円（リビング・ニーズ特約付き）。保険契約者（保険料負担者）および被保険者は和雄さん、保険金受取人は留美子さんである。
- ・ 火災保険B：保険金額1,600万円。保険の目的は建物、保険契約者（保険料負担者）は和雄さんである。
- ・ 医療保険C：入院給付金日額5,000円、保険契約者（保険料負担者）および被保険者は留美子さんであり、先進医療特約が付加されている。

問 29

和雄さんは、現在居住している自宅の住宅ローンの繰上げ返済を検討しており、FP の岡さんに質問をした。和雄さんが住宅ローンを 120 回返済後に、100 万円以内で期間短縮型の繰上げ返済をする場合、この繰上げ返済により短縮される返済期間として、正しいものはどれか。なお、計算に当たっては、下記〈資料〉を使用し、繰上げ返済額は 100 万円を超えない範囲での最大額とすること。また、繰上げ返済に伴う手数料等は考慮しないものとする。

〈資料：大久保家の住宅ローンの償還予定表の一部〉

返済回数 (回)	毎月返済額 (円)	うち元金 (円)	うち利息 (円)	残高 (円)
1 2 0	99,404	48,778	50,626	17,064,318
1 2 1	99,404	48,923	50,481	17,015,395
1 2 2	99,404	49,067	50,337	16,966,328
1 2 3	99,404	49,212	50,192	16,917,116
1 2 4	99,404	49,358	50,046	16,867,758
1 2 5	99,404	49,504	49,900	16,818,254
1 2 6	99,404	49,650	49,754	16,768,604
1 2 7	99,404	49,797	49,607	16,718,807
1 2 8	99,404	49,945	49,459	16,668,862
1 2 9	99,404	50,092	49,312	16,618,770
1 3 0	99,404	50,241	49,163	16,568,529
1 3 1	99,404	50,389	49,015	16,518,140
1 3 2	99,404	50,538	48,866	16,467,602
1 3 3	99,404	50,688	48,716	16,416,914
1 3 4	99,404	50,838	48,566	16,366,076
1 3 5	99,404	50,988	48,416	16,315,088
1 3 6	99,404	51,139	48,265	16,263,949
1 3 7	99,404	51,290	48,114	16,212,659
1 3 8	99,404	51,442	47,962	16,161,217
1 3 9	99,404	51,594	47,810	16,109,623
1 4 0	99,404	51,747	47,657	16,057,876
1 4 1	99,404	51,900	47,504	16,005,976
1 4 2	99,404	52,053	47,351	15,953,923

1. 1 年 8 ヲ月
2. 1 年 7 ヲ月
3. 1 年 6 ヲ月
4. 10 ヲ月

【答え】

繰上げ返済すると、次回返済分から順に元金部分に充当されていきます。

資料から、120 回返済後の残高は 17,064,318 円です。
ここから 100 万円繰上げ返済したとすると、

繰上げ返済後の残高 $17,064,318 \text{ 円} - 1,000,000 \text{ 円} = 16,064,318 \text{ 円}$
よって、16,064,318 円以上となっている返済回までは返済を完了できること
になります。

資料から、16,064,318 円より大きい額で最小の額は、139 回返済後の
16,109,623 円です。

139 回まで繰上げ返済: $17,064,318 \text{ 円} - 16,109,623 \text{ 円} = 954,695 \text{ 円}$
140 回まで繰上げ返済: $17,064,318 \text{ 円} - 20,121,463 \text{ 円} = 1,006,442 \text{ 円}$

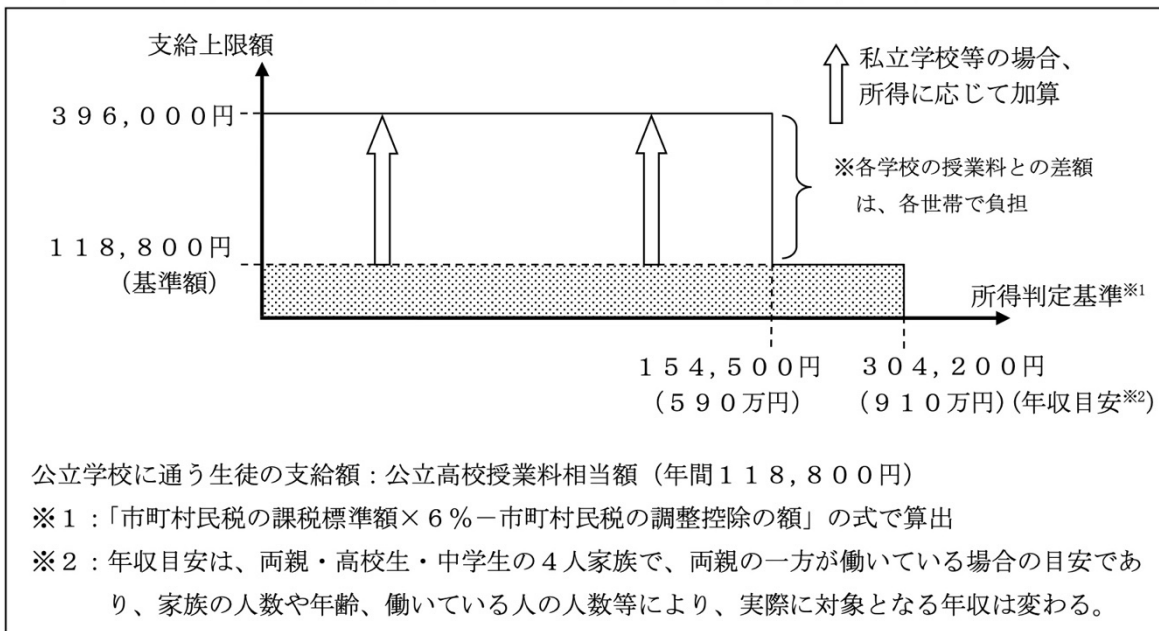
つまり、短縮期間は、139 回～120 回までの 19 回(1 年 7 ヶ月分)となります。

したがって正解は、2

問 30

和雄さんは、翔太さんの高校の授業料負担についてFPの岡さんに質問をした。「高等学校等就学支援金制度」に係る下記〈資料〉に関する岡さんの説明のうち、最も不適切なものはどれか。

〈資料：全日制高校の場合の支給額（※定時制・通信制の場合、支給額が異なる）〉



（出所：文部科学省「高等学校等就学支援金手続きリーフレット」）

- 1.「所得判定基準が304,200円未満の場合、国公立高校の授業料負担は実質0円になります。」
- 2.「高校入学時に高等学校等就学支援金の受給資格に該当しない場合、その後在学中に申請はできません。」
- 3.「高等学校等就学支援金は、学校設置者が生徒本人に代わって受け取り授業料に充てるしくみのため、生徒や保護者が直接お金を受け取るものではありません。」
- 4.「高等学校等就学支援金制度を利用するためには申請が必要で、原則として、保護者等の収入状況を登録する必要があります。」

【答え】

1. 適切

高等学校等就学支援金制度は、授業料に当てるための就学支援金を支給することにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、教育の実質的な機会均等に寄与することを目的としています。

資料から、所得判定基準が304,200円は未満の場合でも、118,800円が支給されるため、公立高等学校料相当額(年間118,800円)が支給されるため、国公立高校の授業料負担が実質0円になります。

2. 不適切

高等学校等就学支援金制度の所得判定基準額は、前年中の地方住民税を元に毎年度判定されます。

入学前など申請時に、高等学校等就学支援金の受給資格に該当しない場合でも、在学中の世帯状況によって支給基準を満たす場合、**在学中でも認定を受けることができます。**

3. 適切

本問の通り、

高等学校等就学支援金は、生徒本人に代わって**学校設置者が授業料に充てます。**

4. 適切

本問の通り、

高等学校等就学支援金は、受給するためには、**支給申請時に収入状況の登録が必要**です。

したがって正解は、2

問 31

大久保家が契約している保険の保険金等が支払われた場合の課税に関する次の(ア)~(エ)の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。

(ア)和雄さんが余命 6 ヶ月以内と診断され、定期保険 A からリビング・ニーズ特約の生前給付金を受け取った後、和雄さんが死亡した場合、相続開始時点における残額は、相続税の課税対象となる。

(イ)和雄さんが死亡したことにより、留美子さんが受け取る定期保険 A の死亡保険金は、相続税の課税対象となる。

(ウ)自宅が火災で全焼となり、和雄さんが受け取る火災保険 B の損害保険金は、所得税(一時所得)の課税対象となる。

(エ)留美子さんが、がんに罹患して陽子線治療を受けたことによって、留美子さんが受け取る医療保険 C からの先進医療給付金は、所得税(一時所得)の課税対象となる。

【答え】

ア. ○ 適切

リビング・ニーズ特約は、余命が6ヶ月以内と診断された場合に、保険料が前倒しで支払われる保険で、受け取った保険料は非課税となります。受け取った保険料を残して、死亡してしまった場合は、相続税の課税対象です。

イ. ○ 適切

契約者と被保険者が同一の場合、死亡保険金は、相続税の課税対象となります。

ウ. × 不適切

火災保険の損害保険金は、その住宅の時価や再調達価格で、利益が出ているわけではありませので、保険金は非課税となります。

エ. × 不適切

「身体の障害に起因(入院・手術・通院等)」する給付金は非課税となります。

問 32

和雄さんは、現在勤めている会社を自己都合退職した場合に受給できる雇用保険の基本手当についてFPの岡さんに質問をした。雇用保険の基本手当に関する次の記述の空欄(ア)~(ウ)にあてはまる適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、和雄さんは2023年1月に自己都合退職するものと仮定し、現在の会社に22歳から勤務し、継続して雇用保険に加入しており、雇用保険の基本手当の受給要件はすべて満たしているものとする。また、和雄さんには、この他に雇用保険の加入期間はなく、障害者等の就職困難者には該当しないものとし、延長給付については考慮しないものとする。

- ・基本手当を受け取るには、ハローワークに出向き、原則として（ア）に一度、失業の認定を受けなければならない。
- ・和雄さんの場合、基本手当の所定給付日数は（イ）である。
- ・和雄さんの場合、基本手当は、求職の申込みをした日以後、7日間の待期期間および待期期間満了後（ウ）の給付制限期間を経て支給が開始される。

<語群>

1. 2週間 2. 4週間 3. 150日 4. 270日
5. 330日 6. 1ヵ月 7. 2ヵ月 8. 3ヵ月

<資料：基本手当の所定給付日数>

[一般の受給資格者（特定受給資格者・一部の特定理由離職者以外の者）]

離職時の年齢	被保険者として雇用された期間			
全年齢	1年未満	1年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
	—	90日	120日	150日

[特定受給資格者（倒産・解雇等による離職者）・一部の特定理由離職者]

離職時の年齢	被保険者として雇用された期間				
	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上35歳未満		120日	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満		150日		240日	270日
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日

【答え】

ア. 2: 4週間

基本手当を受け取るには、ハローワークに出向き、原則として4週間に一度、失業の認定を受けなければならない。

イ. 3: 150日

●基本手当の所定給付日数

雇用保険の被保険者であった期間及び離職の理由などによって決定され、90日～360日の間でそれぞれ決められます。

・一般の離職者（自己都合、定年退職）

	1年以上～ 10年未満	10年以上～ 20年未満	20年以上～
期間	90日	120日	150日

[本問の場合]

和雄さんは、会社に22歳から現在45歳まで23年勤務しています。
よって、所定給付日数は150日となります。

ウ. 7: 2ヶ月

基本手当を受け取るための給付制限期間は原則2ヶ月です。

問 33

和雄さんの妹の枝里子さんは、民間企業に勤務する会社員であり、現在妊娠中である。和雄さんは、枝里子さんが出産のために仕事を休んだ場合に支給される出産手当金や、産前産後休業中の社会保険料の取扱いについて、FP の岡さんに質問をした。出産手当金および産前産後休業中の社会保険料に関する次の(ア)~(エ)の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。なお、枝里子さんは、全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)の被保険者であり、かつ厚生年金の被保険者であるものとする。

協会けんぽの被保険者が出産のために仕事を休み、給料の支払いを受けられなかった場合、出産手当金が支給されます。支給されるのは、出産の日以前(***)日から出産の翌日以後(a)までの間において、仕事を休んだ日数分となります。出産の日が産前産後休業予定日より遅れた場合は、その遅れた期間分も支給されます。一日当たりの出産手当金の額は、支払開始日が属する月以前の直近の継続した 12 ヶ月間が被保険者期間である場合は、その各月の標準報酬月額を平均した額の 30 分の 1 に相当する額の(b)相当額となります。

産前産後休業期間中の健康保険および厚生年金保険の保険料については、事業主の申出により(c)が免除されます。この免除期間は、将来、被保険者の年金額を計算する際は、(d)として扱われます。

(注)問題の作成上、一部を***としている。

(ア)空欄(a)にあてはまる語句は「42 日」である。

(イ)空欄(b)にあてはまる語句は「3 分の 2」である。

(ウ)空欄(c)にあてはまる語句は「本人負担分および事業主負担分」である。

(エ)空欄(d)にあてはまる語句は「保険料を納めた期間」である。

【答え】

ア. × 不適切

出産手当金は、出産日以前42日目から出産翌日以後56日までです。

2. ○ 適切

出産手当金の額は、1日あたり、標準報酬日額3分の2相当額となります。

3. ○ 適切

産前産後休業期間中の健康保険および厚生年金保険の保険料については、事業主の申出により本人負担分および事業主負担分が免除されます。

4. ○ 適切

産前産後休業期間中の健康保険および厚生年金保険の保険料について、免除期間は、将来、被保険者の年金額を計算する際は、保険料を納めた期間として扱われます。

問 34

和雄さんは、労働者災害補償保険(以下「労災保険」という)について、FP の岡さんに質問をした。労災保険の概要に関する次の(ア)~(エ)の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。

(ア)労災保険は、在宅勤務をする労働者を給付対象としない。

(イ)労災保険における保険料率は、業種にかかわらず一律である。

(ウ)労災保険の保険料は、その全額を事業主が負担する。

(エ)労働者が業務上の災害により労災指定病院等において療養を受けた場合は、その費用の 1 割を労働者が負担し、残る部分が療養補償給付となる。

【答え】

1. ×不適切

労災保険は、**全ての労働者を被保険者**とします。
よって、在宅勤務をする労働者を含め給付対象となります。

2. ×不適切

労災保険における保険料率は、**業種により異なり**、労災発生リスクの高い業種の保険料率は高くなります。

3. ○ 適切

労災保険の保険料は、**事業主の全額負担**となります。

4. ×不適切

労働者が業務上の災害により労災指定病院等において療養を受けた場合は、療養補償給付を受けることで、**労働者の負担額は無くなります**。

【第 10 問】下記の(問 35)~(問 40)について解答しなさい。

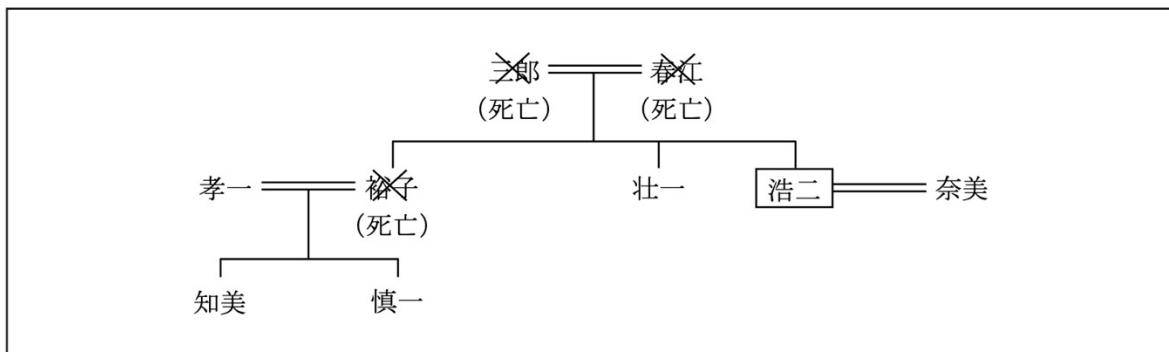
<設例>

国内の企業に勤務する伊丹浩二さんは、今後の生活のことなどに関して、FPで税理士でもある成田さんに相談をした。なお、下記のデータは2023年1月1日現在のものである。

I. 家族構成（同居家族）

氏名	続柄	生年月日	年齢	備考
伊丹 浩二	本人	1963年11月18日	59歳	会社員
奈美	妻	1965年 7月28日	57歳	会社員

II. 伊丹家の親族関係図



III. 伊丹家（浩二さんと奈美さん）の財産の状況

[資料 1：保有資産（時価）]

（単位：万円）

	浩二	奈美
金融資産		
現金・預貯金	3,060	830
株式・投資信託	710	320
生命保険（解約返戻金相当額）	[資料3]を参照	[資料3]を参照
不動産		
投資用マンション		2,000
土地（自宅の敷地）	3,400	
建物（自宅の家屋）	530	
その他（動産等）	100	20

[資料 2：負債残高]

住宅ローン：1,200万円（債務者は浩二さん）

自動車ローン：70万円（債務者は浩二さん）

[資料 3 : 生命保険]

(単位 : 万円)

保険種類	保険契約者	被保険者	死亡保険金 受取人	保険金額	解約返戻金 相当額
終身保険 A	浩二	浩二	奈美	5 0 0	3 0 0
定期保険特約付終身保険 B (終身保険部分)	浩二	浩二	奈美	2 0 0	1 2 0
(定期保険部分)				2, 0 0 0	—
個人年金保険 C	浩二	浩二	奈美	—	3 5 0

注 1 : 解約返戻金相当額は、現時点 (2 0 2 3 年 1 月 1 日) で解約した場合の金額である。

注 2 : 個人年金保険 C は、据置期間中に被保険者が死亡した場合には、払込保険料相当額が死亡保険金として支払われるものである。

注 3 : すべての契約において、保険契約者が保険料を全額負担している。

注 4 : 契約者配当および契約者貸付については考慮しないこと。

IV. その他

上記以外の情報については、各設問において特に指示のない限り一切考慮しないこと。また、復興特別所得税については考慮しないこと。

問 35

FP の成田さんは、まず現時点(2023 年 1 月 1 日)における伊丹家(浩二さんと奈美さん)のバランスシート分析を行うこととした。下表の空欄(ア)に入る数値を計算しなさい。

<伊丹家（浩二さんと奈美さん）のバランスシート>

(単位：万円)

[資産]		[負債]	
金融資産		住宅ローン	×××
現金・預貯金	×××	自動車ローン	×××
株式・投資信託	×××		
生命保険（解約返戻金相当額）	×××	負債合計	×××
不動産			
投資用マンション	×××		
土地（自宅の敷地）	×××	[純資産]	(ア)
建物（自宅の家屋）	×××		
その他（動産等）	×××		
資産合計	×××	負債・純資産合計	×××

【答え】

〈資産〉

[資料1:保有資産(時価)]

	浩二	奈美
金融資産		
現金・預貯金	3,060	830
株式・投資信託	710	320
生命保険（解約返戻金相当額）	[資料3]を参照	[資料3]を参照
不動産		
投資用マンション		2,000
土地（自宅の敷地）	3,400	
建物（自宅の家屋）	530	
その他（動産等）	100	20

[資料3:生命保険] 保険種類

保険種類	保険契約者	被保険者	死亡保険金 受取人	保険金額	解約返戻金 相当額
終身保険A	浩二	浩二	奈美	500	300
定期保険特約付終身保険B （終身保険部分） （定期保険部分）	浩二	浩二	奈美	200 2,000	120 —
個人年金保険C	浩二	浩二	奈美	—	350

預貯金:3,060万円+,830万円=3,890万円

株式投資信託:710万円+320万円=1,030万円

生命保険:300万円+120万円+350万円=770万円

投資用マンション:2,000万円

不動産(土地):3,400万円

不動産(建物):530万円

その他:100万円+20万円=120万円

総資産額:3,890万円+1,030万円+770万円+2,000万円+3,400万円+530万円
+120万円=11,740万円

〈負債〉

住宅ローン:1,200万円

自動車ローン:70万円

総負債:1,200万円+70万円=1,270万円

純資産額=11,740万円-1,270万円=10,470万円

したがって正解は、 10,470(万円)

問 36

下記<資料>は、浩二さんの 2022 年(令和 4 年)分の「給与所得の源泉徴収票(一部省略)」である。<資料>を基に、浩二さんの 2022 年分の課税総所得金額(所得控除を差し引いた後の金額) として正しいものはどれか。なお、浩二さんには、2022 年において給与所得以外に申告すべき所得はなく、年末調整の対象となった所得控除以外に適用を受けることのできる所得控除はない。

資料>

令和 4 年分 給与所得の源泉徴収票

支 払 を受け る 者	住 所 又 は 居 所	(受給者番号)													
		(役職名)													
		氏 名 (フリガナ) イタミ コウジ													
		伊丹 浩二													
種 別		支 払 金 額				給与所得控除後の金額 (調整控除後)				所得控除の額の合計額		源泉徴収税額			
給料・賞与		内	千	円	千	円	千	円	(各自計算)		内	千	円		
		10	900	000	8	950	000			(省略)					
(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)控除の額		控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)				16歳未満扶養親族の数		障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数			
老人		特 定		老 人		そ の 他				特 別		そ の 他			
有 従有		千 円		人 従人		内 人 従人		人 従人		人		内 人 人 人			
社会保険料等の金額				生命保険料の控除額				地震保険料の控除額				住宅借入金等特別控除の額			
内 千 円				千 円				千 円				千 円			
1413843				80000				40000				120000			
(摘要)															

1. 6,816,157 円
2. 6,936,157 円
3. 7,036,157 円
4. 7,416,157 円

【答え】

●給与所得

源泉徴収票より、

- ・給与所得は8,950,000万円です。

●所得控除

源泉徴収票より、

- ・社会保険料控除:1,413,843円
- ・生命保険料控除:80,000円
- ・地震保険料控除:40,000円

※住宅借入金等控除は、税額控除のため、所得控除ではありませんので計算に含みません。

★基礎控除

合計所得金額が2,400万円以下なので、基礎控除額は48万円となります。

[所得控除合計]

$$1,413,843円 + 80,000円 + 40,000円 + 480,000円 = 2,013,843円$$

●課税総所得金額

$$8,950,000万円 - 2,013,843円 = 6,936,157円$$

したがって正解は、2

問 37

奈美さんは、2023 年 2 月 1 日に浩二さんが死亡した場合、民法の規定に基づく法定相続分および遺留分に関して、FP で税理士でもある成田さんに相談をした。成田さんの次の説明の空欄(ア)~(ウ)に入る適切な語句または数値を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、同じ番号を何度選んでもよいこととする。

「仮に 2023 年 2 月 1 日に浩二さんが死亡した場合、浩二さんの姪である知美さんの法定相続分は（ ア ）です。浩二さんが妻の奈美さんに全財産を相続させる旨の遺言を作成した場合、知美さんの遺留分は（ イ ）です。また、相続税の申告が必要な場合、基礎控除の額は（ ウ ）です。」

<語群>

- | | | |
|----------------|----------------|----------------|
| 1. ゼロ | 2. $1/8$ | 3. $1/12$ |
| 4. $1/16$ | 5. $1/24$ | 6. $1/32$ |
| 7. 3,600 万円 | 8. 4,800 万円 | 9. 5,400 万円 |

【答え】

ア. 4: 1/16

[法定相続人]

配偶者は、常に法定相続人となり、親族は、子・直系尊属・兄弟姉妹の順に、先の順位者がいない場合に、法定相続人となります。

[代襲相続相続人]

相続分は本来の相続分と同じです。

[法定相続分]

配偶者のみ		相続分すべて		
順位	範囲	法定相続分	配偶者	配偶者なし
第1順位	子	1/2で均等分	1/2	すべてを均等
第2順位	直系尊属	1/3で均等分	2/3	すべてを均等
第3順位	兄弟姉妹	1/4で均等分	3/4	すべてを均等

[本問の場合]

法定相続人: 配偶者・兄弟姉妹

法定相続分:

- ・奈美さん 3/4
- ・壮一さん 1/8
- ・知美さん 1/16
- ・慎一さん 1/16

よって、知美さんは1/16となります。

イ. 1: ゼロ

●遺留分権利者

遺留分の権利者は、配偶者、子、父母です。

遺留分権利者が 直系尊属のみの場合	遺留分権利者が 直系尊属以外の場合
遺留分= 被相続人の財産×1/3	遺留分= 被相続人の財産×1/2

※法定相続人の第3順位の兄弟姉妹には遺留分はありません。

知美さんは、兄弟姉妹の代襲相続となりますので、遺留分はゼロです。

ウ. 9: 5,400万円

遺産に係る基礎控除額＝3,000万円＋600万円×法定相続人の数

本問の法定相続人は4人です。

遺産に係る基礎控除額＝3,000万円＋600万円×4人＝5,400万円

問 38

浩二さんは、国内の証券会社の特定口座(源泉徴収選択口座)で保有していた利付国債が 2022 年 12 月に満期を迎え、償還金を受け取った(下記<資料>参照)。この国債の償還金に課される所得税および住民税の合計額を計算しなさい。なお、解答に当たっては、償還の際に支払われる利子については考慮しないこと。また、解答用紙に記載されている単位に従うこととし、復興特別所得税については考慮しないこと。

<資料：利付国債の明細>

額面金額：800万円

購入価格：額面100円につき98.00円（購入時の手数料およびその消費税等については考慮しない）

保有期間：3年間

【答え】

・株式等の譲渡所得(分離課税)の計算

譲渡所得＝譲渡価格－(取得費＋譲渡費用)

[本問の場合]

購入価格:100円につき98円

額面金額:800万円

額面800万円分の国債を額面100円あたり98円購入

購入時の投資額:98円/100万円×800万円=784万円

満期時に額面:800万円が償還される

譲渡所得=800万円-784万円=16万円

上場株式等の譲渡所得は20.315%(所得税15%・住民税5%・復興特別所得税0.315%)ですが、本問では、「復興特別所得税については考慮しない」とあるため、20%で計算します。

160,000円×20%=32,000円

したがって正解は、32,000(円)

問 39

浩二さんは、自分の老齢年金の受取り方について考えており、FP の成田さんに質問をした。浩二さんの老齢年金に関する次の説明について、空欄(ア)~(ウ)にあてはまる語句と数値の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

「浩二さんは、1963年11月18日生まれの男性ですので、老齢基礎年金と老齢厚生年金を65歳から受給することになります。

ただし、65歳より早く受給したい場合には、60歳から65歳になるまでの間に支給繰上げの請求をすることができます。この場合、年金額は、0.4%に繰上げ請求月から65歳に達する月の前月までの月数を乗じた率に基づいて減額されます。

なお、支給繰上げの請求は、老齢基礎年金と老齢厚生年金について（ア）。

また、65歳より遅く受給し年金額を増やしたい場合には、66歳から（イ）歳になるまでの間に支給繰下げの申し出をすることができます。この場合、年金額は（ウ）%に65歳に達した月から繰下げ申出月の前月までの月数を乗じた率に基づいて増額されます。

なお、支給繰下げの申し出は、老齢基礎年金と老齢厚生年金について別々に行うことができます。」

1. (ア) 別々に行うことができます (イ) 70 (ウ) 0.7
2. (ア) 別々に行うことができます (イ) 75 (ウ) 0.5
3. (ア) 同時に行わなくてはなりません (イ) 70 (ウ) 0.5
4. (ア) 同時に行わなくてはなりません (イ) 75 (ウ) 0.7

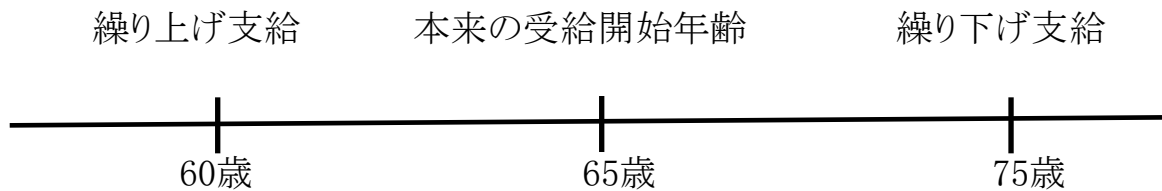
【答え】

ア. 同時に行わなくてはなりません

- ・繰上げ: 老齢基礎年金と老齢厚生年金の繰上げは、**同時**に行う。
- ・繰下げ: 老齢基礎年金と老齢厚生年金の繰下げは、別々でも可能。

イ. 75

年金の繰上げ支給と繰下げ支給



・繰下げ支給

年金受給を最長**75歳**まで繰り下げことができます

ウ. 0.7

・繰下げ支給

1ヶ月あたり**0.7%**の増額となり、 $12ヶ月 \times 0.7\% \times \text{最大}10年 = 84\%$ 増額となります。

したがって正解は、4

問 40

奈美さんは、浩二さんや自分に介護が必要になった場合に備えて、公的介護保険制度について、FP の成田さんに質問をした。公的介護保険の被保険者区分に関する下表の空欄(ア)~(ウ)に入る適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。

	第1号被保険者	第2号被保険者
保険者	(ア)	
被保険者	(ア)に住所を有する (イ)以上の者	40歳以上(イ)未満の 公的医療保険加入者
保険料の徴収	(ア)が、原則として年金からの 天引きにより徴収	加入先の公的医療保険の保険者が 医療保険料と一体的に徴収
保険給付(介護サービス)の対象者	原因を問わず、 要介護(要支援)状態と認定された者	(ウ)

<語群>

1. 国
2. 都道府県
3. 市町村および特別区
4. 60歳
5. 65歳
6. 75歳
7. 保険給付の対象外
8. 身体障害者手帳が交付された人のうち、要介護(要支援)状態と認定された者
9. 老化に伴う特定疾病を原因として、要介護(要支援)状態と認定された者

【答え】

《公的介護保険》

公的介護保険は、**市町村(特別区含む)**が運営主体となり、要介護・要支援の認定を行い、公的介護保険のサービスを受けられる社会保険制度のことです。

	第1号被保険者	第2号被保険者
対象者	65歳以上	40歳以上～65歳未満
保険料	市町村ごとに条例で決められた基準額をもとに、本人や世帯の所得などにより、段階的に設定される	加入する医療保険(健保組合・全国健康保険・市町村国保など)により異なる
受給要件	原因を問わず 要介護・要支援になった人	老化に起因する特定疾病により 要介護・要支援になった人
自己負担割合	原則1割 (第1号被保険者は、合計所得金額が一定以上の場合は2割または3割)	

ア. 3 市区町村および特別区

公的介護保険は、**市町村(特別区含む)**が運営主体(保険者)となります。

イ. 5 65歳

公的介護保険の第1号被保険者は65歳以上です。

ウ. 9: 老化に伴う特定疾病を原因として、要介護(要支援)状態と認定された者

公的介護保険の第2号被保険者の受給要件は、老化に起因する特定疾病により要介護・要支援になった人です。